

資 格 種 類 別 担 当 業 務 内 容 一 覧 表 （第6段階）

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																		地質調査					
			測量一般	地図 航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査	
測量士			◎	◎	◎																							
測量士補																												
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力機械、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						◎		△		
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							◎		△	
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			◎																						△	
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				◎																					△	
		建設一般及び電力土木とするものに限る					◎																				△	
		建設一般及び道路とするものに限る						◎																			△	
		建設一般及び鉄道とするものに限る							◎																		△	
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															◎	◎									△	
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																		◎							△	◎
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			◎						△	
		建設一般及びトンネルとするものに限る																				◎					△	
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					◎				△	
		建設一般及び建設環境とするものに限る																						◎			△	
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									◎																△	
		上下水道一般及び下水道とするものに限る										◎															△	
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎														△	
		森林一般及び森林土木とするものに限る												◎													△	
		水産一般及び水産土木とするものに限る													◎												△	
		情報工学一般とするものに限る																								◎		△
		応用理学一般及び地質とするものに限る																		◎							△	◎
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																			◎						△	
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力機械、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																							◎		△	
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							◎		△	
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎																					△	
		港湾及び空港とするものに限る					◎																				△	
		電力土木とするものに限る						◎																			△	
		道路とするものに限る							◎																		△	
		鉄道とするものに限る								◎																	△	
		都市及び地方計画とするものに限る																◎	◎								△	
		土質及び基礎とするものに限る																			◎						△	◎
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る																				◎					△	
	トンネルとするものに限る																					◎				△		
	施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																						◎			△		
	建設環境とするものに限る																							◎		△		
	上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎														△		
	農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎															
	森林部門	森林土木とするものに限る												◎												△		
	水産部門	水産土木とするものに限る													◎													
	情報工学部門	特定なし																							◎		△	
	応用理学部門	地質とするものに限る																	◎							△	◎	
	衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																		◎						△		
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋				◎																					△		
	港湾及び空港					◎																				△		
	電力土木						◎																			△		
	道路							◎																		△		
	鉄道								◎																	△		
	上水道及び工業用水道									◎																△		
	下水道										◎															△		
	農業土木											◎														△		
	森林土木												◎													△		
	水産土木													◎												△		
	造園														◎											△		
	都市計画及び地方計画															◎										△		
	地質																	◎								△	◎	
	土質及び基礎																		◎							△	◎	
	鋼構造及びコンクリート																			◎						△		
	トンネル																				◎					△		
	施工計画、施工設備及び積算																					◎				△		
	建設環境																						◎			△		
	機械																							◎		△		
	電気電子																								◎	△		
	廃棄物																	◎								△		
地質調査技士																									△	◎		
認定技術管理者																									△	◎		

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする

「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。

「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。